

西東京市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（案）の概要

1 背景及び趣旨

国により、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるよう一層の地域主権を推進するため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）」が公布されました。

これに伴い「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律 91 号第 10 条第 1 項）」が改正され、地方公共団体が「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号）」（以下、「省令」という。）を参酌して、条例により基準を定めることとなりました。

2 基準の考え方

国の基準を基本に制定しており、当市に該当しない路面電車停留所に関する規定は除くことにしました。

3 独自基準の主な内容

（1）横断歩道に接続する歩道等の部分

歩道等の部分の縁端の段差は 2 センチメートルを標準としているが、地域の特殊性等により道路利用者の意見を取り入れた縁端構造が採用できるようにしました。

移動等円滑化のための道路の構造に関する基準を定める省令	西東京市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（案）
（横断歩道に接続する歩道等の部分） 第 9 条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、当該車道等の部分より高くするものとし、その段差は 2 センチメートルを標準とする。	（横断歩道に接続する歩道等の部分） 第 9 条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、当該車道等の部分より高くするものとし、その段差は 2 センチメートルを標準とすることとし、市が様々な道路利用者の意見を踏まえて定めた縁端構造については、これを採用することができるものとする。

（2）その他の基準

上記以外の基準については、本市において適切な基準であると判断したため、これまでの基準と同等とすることが適当と判断しました。